

# 未成年者の貯金取引について

お客様各位

いつもご利用いただきありがとうございます。

当組合では未成年のお子さまやお孫さま名義の貯金につきましては、親権者の方にお手続きいただくようお願いいたします。

お手続きの際は親権者の確認書類（運転免許証・マイナンバー等）および親子の続柄が分かる確認書類（健康保険証・住民票の写し・戸籍謄本（抄本）など）をご提示ください。

ご事情により、親権者の方にお手続きいただけない場合については、親権者の方からご祖父母さまを代理人とする「委任状」をご提出いただくこととなります。

詳しくは窓口にてお問い合わせください。

ご不便をおかけする場合がございますが、何卒ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

JAさがみ